様式第8号(第6条関係)

給 水 装 置 工 事 使 用 材 料 表

品　　名	メーカー名	規格番号	口径	数量	備　　考

水道法施行令第5条により給水装置に使用する給水器具等は、JISマーク表示品又は規定に定める構造、材質基準に適合している製品［第三者認証品(JWWA、JHLA、JET、JIA等)及び自己認証品］のみ使用が認められている。自己認証品については、基準適合の資料を添付すること。